モクレン

埼玉FPセンター
ヤマト税理士法人だより
（旧北村会計事務所）

編集発行人
代表社員・税理士
不動産コンサルタント
CFP・TLC
北村喜久則
代表社員・税理士
行政書士・AFP
北村秀子
顧問税理士（神田・星野・月岡）
事務所　〒336-0022
さいたま市南区白幡4-1-19
TSKビル5F
TEL 048(866)9734㈹
FAX 048(866)8591
http://www.yamatotax.com
mail tax@yamatotax.or.jp

3月（弥生）MARCH

21日・春分の日

日	・	12	26
月	・	13	27
火	・	14	28
水	1	15	29
木	2	16	30
金	3	17	31
土	4	18	・
日	5	19	・
月	6	20	・
火	7	21	・
水	8	22	・
木	9	23	・
金	10	24	・
土	11	25	・

3月の税務と労務

国　税／令和4年分所得税の確定申告　2月16日～3月15日

国　税／個人の青色申告の承認申請　3月15日

国　税／贈与税の申告　2月1日～3月15日

国　税／2月分源泉所得税の納付　3月10日

国　税／個人事業者の令和4年分消費税等の確定申告　3月31日

国　税／1月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）　3月31日

国　税／7月決算法人の中間申告　3月31日

国　税／4月、7月、10月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合）　3月31日

地方税／個人の都道府県民税、市町村民税、事業税（事業所税）の申告　3月15日

ワンポイント　公金受取口座登録制度

預金口座の情報をマイナンバーとともに事前に国（デジタル庁）に登録することで、給付金等の申請の際に申請書への口座情報の記載や通帳の写し等の添付などが不要になる制度。口座情報は行政機関等に提供されて、給付金のほか、年金、児童手当、所得税の還付金等、幅広い給付金等の支給事務に利用されます。

インボイスに備える
消費税の制度・手続き

いよいよ本年の10月よりインボイス制度が導入されます。今回は、免税事業者がインボイス発行事業者の登録（以下、「インボイス登録」）を行い課税事業者となる場合を考え、消費税の制度や手続き等について見ていきます。既に課税事業者である方は制度のおさらいを兼ねてご確認ください。

1　消費税の納税義務者とは

消費税については、

①　基準期間（法人の場合は前々事業年度、個人事業主の場合は前々年）の課税対象となる収入（課税売上げ）が、１０００万円を超える場合

②　特定期間（法人の場合は前事業年度の開始から6か月、個人事業主の場合は前年の1月から6月までの期間）の課税売上げ及び給与等支給額が１０００万円を超える場合

③　①、②に該当しない場合であっても、インボイス登録を選択した場合

などが納税義務者となります。

更に、多額な設備投資を行う等の理由により消費税の還付を受けたい場合は、自主的に納税義務者となることができます。

2　課税事業者となる場合の届出

前述の①に該当することになった場合は、「消費税課税事業者届出書（基準期間用）」、②に該当することになった場合は「消費税課税事業者届出書（特定期間用）」を、速やかに提出することとされています。

次に③の場合についてですが、免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中にインボイス登録を受けることとなった場合には、登録日から課税事業者となり、「消費税課税事業者選択届出書」を提出する必要はありません。

一方、インボイス登録をせずに納税義務者を選択したい場合には、「消費税課税事業者選択届出書」を、選択しようとする課税期間の初日の前日までに提出する必要があるのでご注意ください。

3　消費税の計算方法

⑴　**原則**

納付する消費税の計算方法は、課税売上げに係る消費税額（売上税額）から、仕入れや経費に係る消費税額（仕入税額）を控除して（差し引いて）計算します。ただし、インボイス制度導入後は、原則として仕入税額を控除するためには、受け取ったインボイスの保存が必要とされます。

⑵　**簡易課税制度**

⑴の原則計算による場合は、どうしても事務の煩雑さを伴います。インボイス登録のために課税事業者となる方などにとっては、この計算が負担になることも考えられます。

そこで、基準期間の課税売上げが５０００万円以下の場合は、届出により「簡易課税制度」による計算が認められています。

この制度は、課税売上げに係る消費税額に、それぞれの事業に応じた一定の「みなし仕入率」を掛けた金額を仕入れや経費に

簡易課税制度の事業区分とみなし仕入率

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第1種事業	卸売業	90%
第2種事業	小売業、農林漁業（飲食料品）	80%
第3種事業	製造業、農林漁業（飲食料品除く）等	70%
第4種事業	その他事業（飲食店業等）	60%
第5種事業	サービス業（飲食店業除く）等	50%
第6種事業	不動産業	40%

係る消費税額とみなして納付税額を計算するものです。

なお、この制度を選択した場合は、インボイス制度導入後であっても、仕入税額に係るインボイスの保存は不要となります。

簡易課税制度を選択した場合の計算方法

インボイスは保存不要

売上げの消費税額 － 仕入れや経費の消費税額 ＝ 納付する税額

売上税額が分かれば納付税額の計算が可能

売上げの消費税額 × みなし仕入率

【国税庁資料】

例えば、事業区分がサービス業に該当し、課税売上げに係る消費税額が80万円であった場合は、みなし仕入率が50％となるので、40万円が納付税額となります。

ただし、みなし仕入率により納付税額を計算するということは、実際の仕入税額よりも仕入税額控除が少なくなることもあり、また、多額な設備投資を行って、本来であれば消費税額の還付となる場合であっても、還付を受けることはできませんので注意が必要です。

4 簡易課税制度選択の届出

(1) 原則

簡易課税制度は届出により選択することができるもので、課税期間ごとに原則計算との有利不利を検討して適用できるものではありません。

簡易課税制度を選択した場合は、原則として2年間継続した後でなければ取りやめることはできないので注意が必要です。

そこで選択の届出についてですが、「消費税簡易課税制度選択届出書」を、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに提出する必要があります。なお、この届出をしていた場合であっても、基準期間の課税売上げが5000万円を超えた課税期間は適用することができません。また、一度届出をした場合は、「簡易課税制度選択不適用届出書」を提出しない限り、その効力は存続します。

(2) 免税事業者がインボイス登録を行う場合の特例

免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間にインボイス登録を受け、登録を受けた日から課税事業者となる場合は、その課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した「消費税簡易課税制度選択届出書」を、(1)で述べた適用を受けようとする課税期間の初日の前日までではなく、その課税期間の末日までに提出することが認められています（下図参照）。

5 令和5年度税制改正（案）での変更点

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者がインボイス登録により課税事業者となる場合には、前述の簡易課税制度のような届出をせずに、課税売上げに係る消費税額に80％を掛けた金額を仕入れや経費に係る消費税額とみなして、納付税額を計算することができるようになります。

したがって、簡易課税制度における事業区分に関係なく、課税売上げに係る消費税額の20％を納付することになります。

（例） 免税事業者である個人事業者が令和5年10月1日から登録を受けた場合で、令和5年分の申告において簡易課税制度の適用を受けるとき

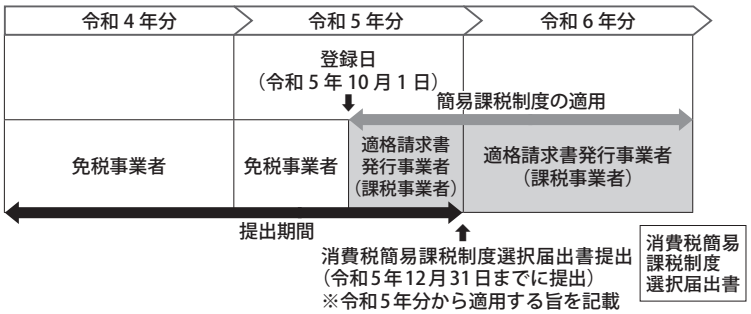

【国税庁資料】

【参考資料】
国税庁
「消費税のしくみ」

＜当事務所の業務内容＞

1．会　　計　(1)　会計システムのサポート（システム分析、記帳指導、TKC･JDL 他 OA 指導）
　　(2)　財務・金融面の指導（資金繰り指導、金融機関の御紹介等）
2．税　　務　(1)　税務代理、税務申告書の作成、税務相談
　　(2)　タックスプランニング、相続、贈与、事業承継設計
3．FP（ファイナンシャル・プランニング）業務（日本 FP 協会埼玉支部所属）
4．経営支援　(1)　会社設立、各種規程（就業規則等）の作成
　　(2)　管理会計指導（継続 MAS）
5．提 携 先　弁護士（峰岸）、司法書士（森崎）、社会保険労務士（戸田）、土地家屋調査士（片岡）、不動産鑑定士（鎌倉・岸田）、不動産会社、建設会社、保険会社は多数あり。

（スタッフ）

第１監査班 星野顧問	①財務支援	水落大介（AFP）	内田祐輝	溝上加奈		
	②　〃	廣井里美（AFP）	鈴木千尋	篠崎理沙（FP）	大山美香子（システムエンジニア）	
	③　〃	浜崎雄樹（社会保険労務士）	辻　綾（FP）	松本由紀		
第２監査班 柴崎コーチ	①経営支援	中村大祐（税理士合格者）	山　大裕（1級FP・宅建）	元橋暁潔（AFP）		
	②　〃	木村隆志（科目合格者）	山田直緒子（AFP）	北村実喜（科目合格者）	間口　肇（MBA・AFP）	
第３監査班 神田顧問	①資産税	大田　靖（国税OB）	平野朋子（AFP）			
	②　〃	月岡直樹（税理士）	石津　悟（CFP・宅建）			

※　資格者　税理士５名（顧問含む）、社会保険労務士１名、行政書士１名、宅地建物取引士２名、税理士科目合格者５名、不動産コンサルタント１名、CFP３名、AFP７名、FP 技能士６名、生保資格者多数、損保資格者２名、秘書資格者２名

スマホアプリ納付の留意点

国税庁が令和４年12月１日から提供を始めた「スマホアプリ納付」ですが、いくつか留意点があります。

まず、納付手続の情報は、手続完了時に決済専用サイトからダウンロードするか、登録したメールアドレス宛に送られてくる納付手続完了メールで確認することができます。

次に、家族等の国税を納付することも可能ですが、この場合、利用者情報入力の際に、確定申告書等に記載されている氏名等の情報を入力します。

その他、複数の税目をまとめて納付手続することはできません。また、決済情報の入力は途中で保存することはできませんので、入力途中で画面を閉じてしまった場合などは、最初からやり直す必要があります。

KEY WORD
同窓会に対する寄附と譲渡所得

譲渡所得の基因となる資産を人格のない社団（同窓会）に寄附した場合、譲渡所得の課税関係に注意が必要です。その同窓会が「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの」（人格のない社団等）に該当する場合には、その同窓会は、所得税法上、法人とみなされるので、その資産を時価で譲渡したものとする「みなし譲渡課税」の適用があります。また、この場合、人格のない社団等は個人とみなされ贈与税又は相続税が課されます。

この贈与税又は相続税の額の計算においては、人格のない社団等に課されるべき法人税等相当額が控除されます。

その同窓会が「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの」に該当しない場合でその構成員が個人であるときには、当該個人に対する贈与（贈与税の課税）となり、所得税の課税関係は生じません。